

為替自動振込規定

足立成和信用金庫

為替自動振込規定

第1条（振込指定項目の届出）

自動振込のお取扱いにあたっては、予め振込期間・振込日・振込金額・受取人等をご指定のうえ当金庫へお届け下さい。

当金庫は、指定された振込日に振込金額を預金口座から引落しのうえ受取人へ送金いたします。この場合、預金の引落通知または振込受取書等の送付は省略させていただきます。

第2条（手数料）

このお取扱いにあたっては、店頭表示の手数料をいただきます。手数料改定の際は、改定日以降新手数料をいただきます。

第3条（振込日）

振込日が休日の場合は、ご選択に従い処理いたします。なお、振込月に該当する振込日がない場合は、その月の末日をもって送金日といたします。

第4条（振込金額）

振込金額は、指定期間を定額といたします。

第5条（指定預金口座からの引落し）

①指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金約定にかかわらず、当座小切手または預金通帳・払戻請求書の提出を受けずに処理します。なお、振込手数料についても同様に処理します。

②指定預金口座の残高が、振込日において振込金額・振込手数料の合算額に満たないときは、特に通知せずその月の送金は取り止めます。なお、振込日に預金指定口座の残高がこの依頼によって支払うべきものと、この依頼以外の契約によって支払うべきものとの総額に満たない場合は、そのうちどれを支払うかは当金庫の任意といたします。

③通信機器、回線の障害などやむを得ない事由で振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。

第6条（振込の取消）

振込を行った結果、受取人の口座がない等の理由により受取人の口座に入金ができなかった場合は、その月の振込は取り止めたものとし、振込資金は相手金融機関から資金の返却を受けた後にご依頼の指定預金口座へ入金処理します。

第7条（振込の取り止め、変更等）

振込を取り止める場合は、「為替自動振込依頼中止届」を提出して下さい。また、振込の内容等を変更する場合には、「為替自動振込依頼中止届」を提出のうえ、新たに変更した内容の「為替自動振込依頼書（兼 預金口座振替依頼書）」を提出して下さい。なお、依頼中止届お届け前の振込について当金庫はその責任を負いません。

第8条（規定の準用）

この規定の定めのない事項については、当座勘定規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、共通規定、振込規定により取扱います。

第9条（解約）

①この契約は、振込期間の満了をもって終了いたします。

②指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

③この契約は、当金庫が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。なお、これらの場合解約通知は省略させていただきます。

以 上